

# 燃 せ る ご み 積 込 業 務 委 託

設 計 書

三浦市環境センター

燃せるごみ積込業務委託設計書

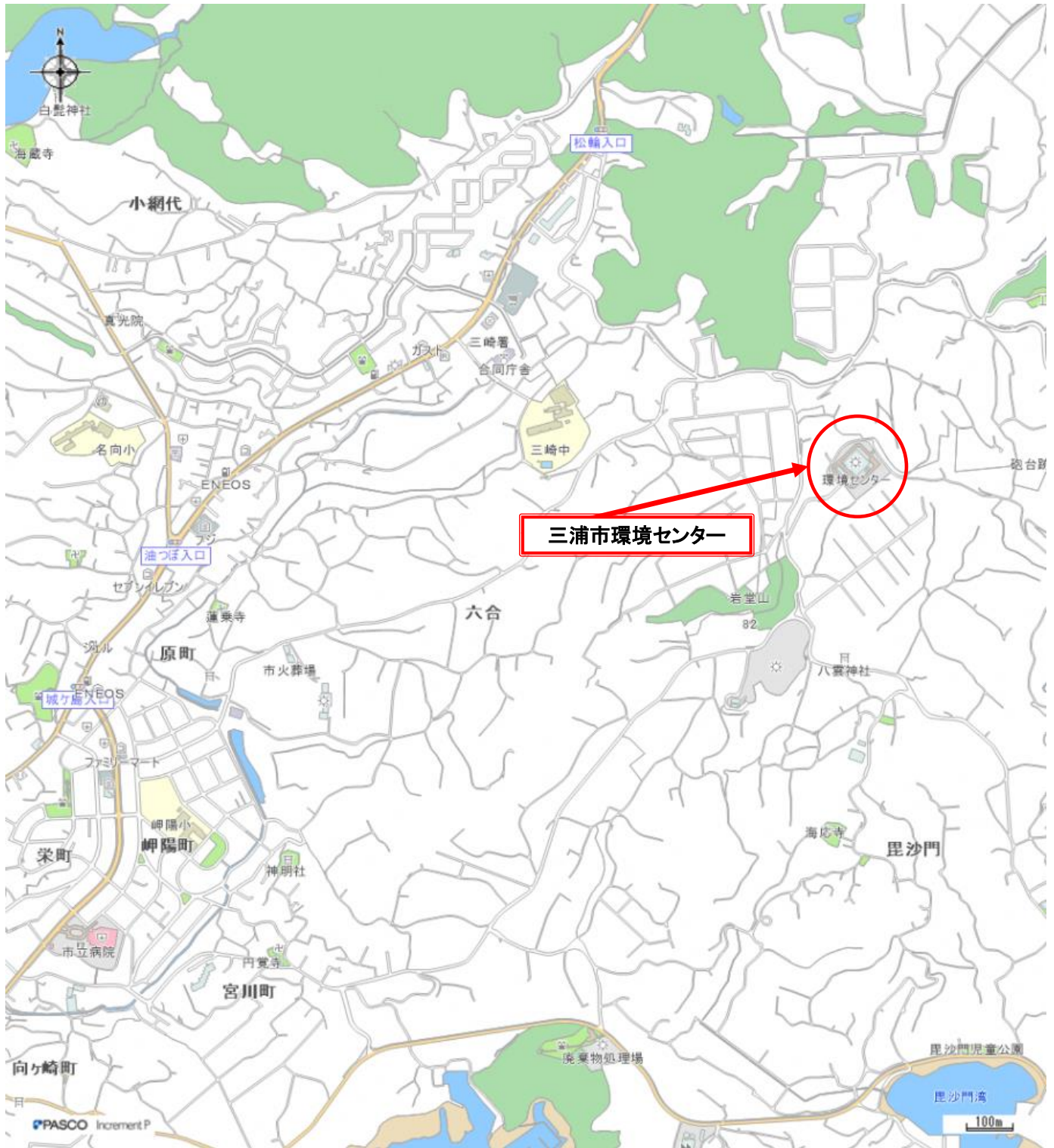
所 長	GL・主査	課 員	照 査	設 計

設計金額										円									
予算科目	款	4	項	2	目	3	節	12											
委託課名	環境センター				業務場所	三浦市南下浦町毘沙門11-2 三浦市環境センター													
業務概要	<p>本業務は、三浦市環境センターごみピット内に貯留している一般廃棄物(燃せるごみ)を運搬車両(4tアームロール車)へ積込みをすることを目的とする。</p> <p>1 油圧ショベル運転費 1式</p>																		



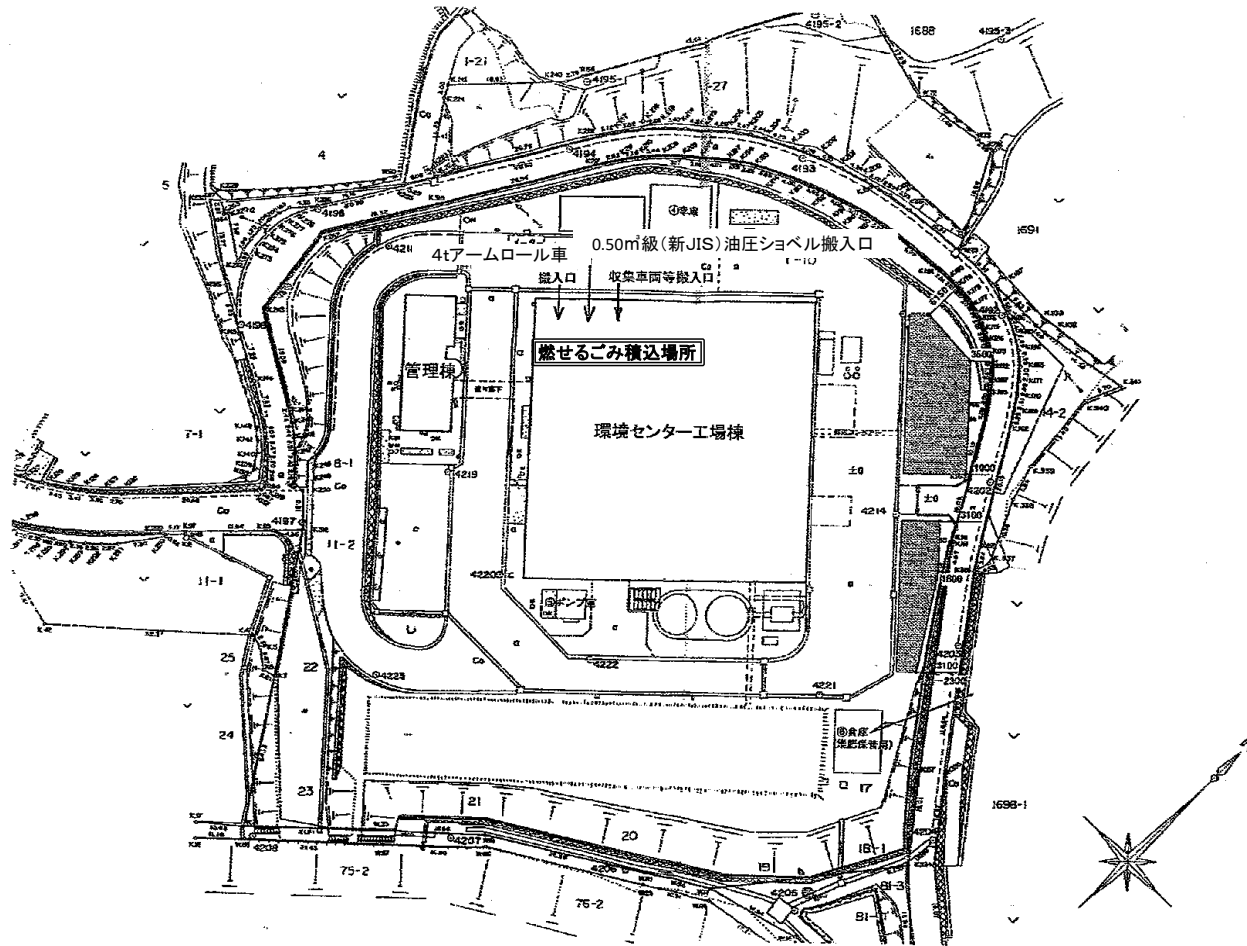






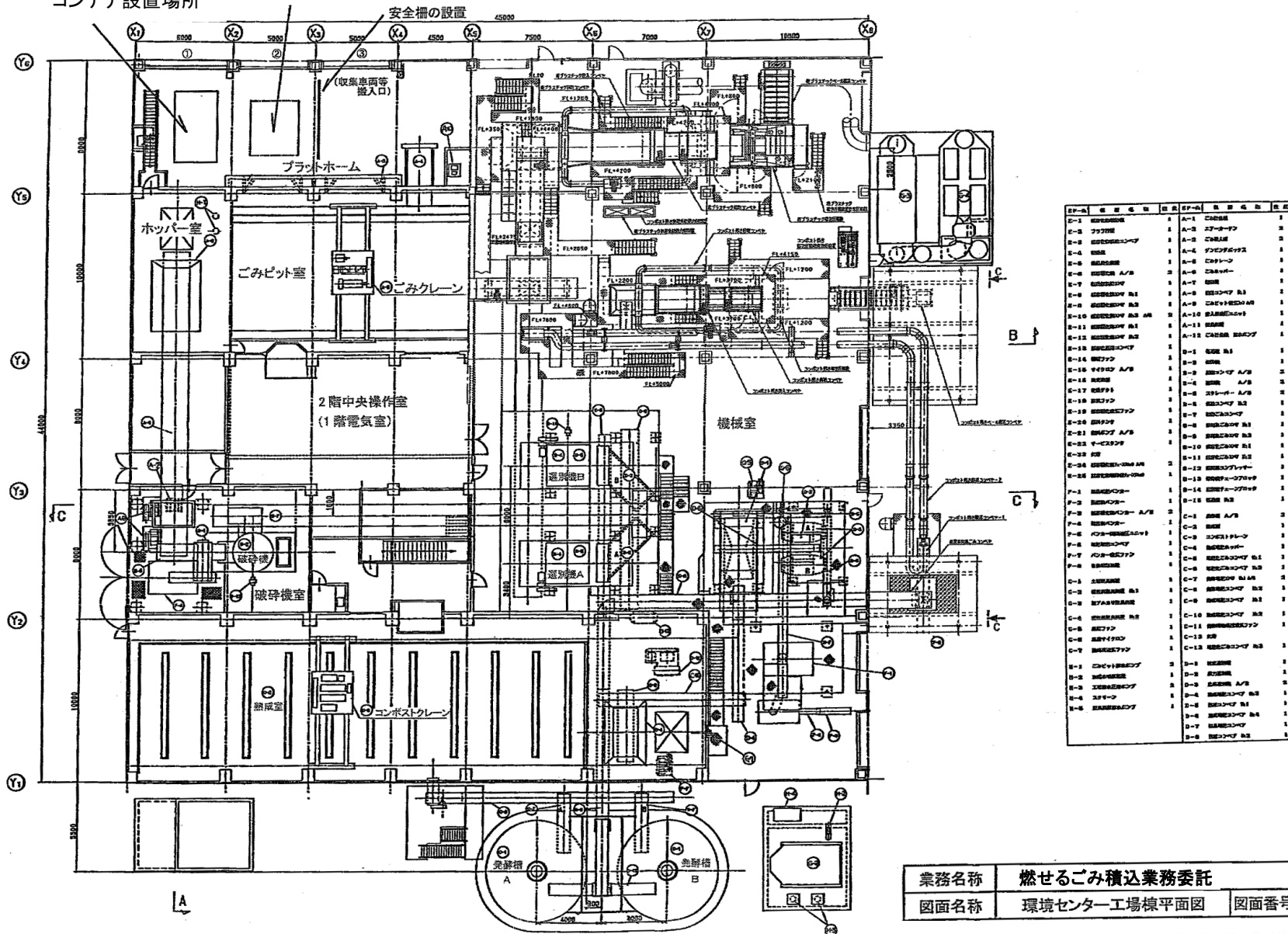
業務名称	燃せるごみ積込業務委託		
図面名称	位置図	図面番号	1/3

# 環境センター敷地配置図



業務名称	燃せるごみ積込業務委託		
図面名称	環境センター敷地配置図	図面番号	2/3

4tアームロール車  
コンテナ設置場所  
0.50m<sup>3</sup>級(新JIS)油圧ショベル搬入口



設備名	数量	設備名	数量
E-1 燃焼炉	1	A-1 燃焼炉	1
E-2 燃焼炉	1	A-2 スーパー	1
E-3 燃焼炉	1	A-3 燃焼炉	1
E-4 燃焼炉	1	A-4 燃焼炉	1
E-5 燃焼炉	1	A-5 燃焼炉	1
E-6 燃焼炉	1	A-6 燃焼炉	1
E-7 燃焼炉	1	A-7 燃焼炉	1
E-8 燃焼炉	1	A-8 燃焼炉	1
E-9 燃焼炉	1	A-9 燃焼炉	1
E-10 燃焼炉	1	A-10 燃焼炉	1
E-11 燃焼炉	1	A-11 燃焼炉	1
E-12 燃焼炉	1	A-12 燃焼炉	1
E-13 燃焼炉	1	B-1 燃焼炉	1
E-14 燃焼炉	1	B-2 燃焼炉	1
E-15 燃焼炉	1	B-3 燃焼炉	1
E-16 燃焼炉	1	B-4 燃焼炉	1
E-17 燃焼炉	1	B-5 燃焼炉	1
E-18 燃焼炉	1	B-6 燃焼炉	1
E-19 燃焼炉	1	B-7 燃焼炉	1
E-20 燃焼炉	1	B-8 燃焼炉	1
E-21 燃焼炉	1	B-9 燃焼炉	1
E-22 燃焼炉	1	B-10 燃焼炉	1
E-23 燃焼炉	1	B-11 燃焼炉	1
E-24 燃焼炉	1	B-12 燃焼炉	1
F-1 燃焼炉	1	B-13 燃焼炉	1
F-2 燃焼炉	1	B-14 燃焼炉	1
F-3 燃焼炉	1	B-15 燃焼炉	1
F-4 燃焼炉	1	C-1 燃焼炉	1
F-5 燃焼炉	1	C-2 燃焼炉	1
F-6 燃焼炉	1	C-3 燃焼炉	1
F-7 燃焼炉	1	C-4 燃焼炉	1
F-8 燃焼炉	1	C-5 燃焼炉	1
F-9 燃焼炉	1	C-6 燃焼炉	1
F-10 燃焼炉	1	C-7 燃焼炉	1
F-11 燃焼炉	1	C-8 燃焼炉	1
F-12 燃焼炉	1	C-9 燃焼炉	1
F-13 燃焼炉	1	C-10 燃焼炉	1
F-14 燃焼炉	1	C-11 燃焼炉	1
F-15 燃焼炉	1	C-12 燃焼炉	1
F-16 燃焼炉	1	C-13 燃焼炉	1
D-1 燃焼炉	1	D-2 燃焼炉	1
D-2 燃焼炉	1	D-3 燃焼炉	1
D-3 燃焼炉	1	D-4 燃焼炉	1
D-4 燃焼炉	1	D-5 燃焼炉	1
D-5 燃焼炉	1	D-6 燃焼炉	1
D-6 燃焼炉	1	D-7 燃焼炉	1
D-7 燃焼炉	1	D-8 燃焼炉	1

業務名称 燃せるごみ積込業務委託  
 図面名称 環境センター工場棟平面図 図面番号 3/3

# 燃せるごみ積込業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、三浦市環境センターごみピット内に貯留している一般廃棄物(燃せるごみ)を運搬車両(4tアームロール車)へ積込みをすることを目的とする。

## 2 業務場所

三浦市南下浦町毘沙門11-2 三浦市環境センター

## 3 業務期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

## 4 積込み用重機仕様

- ・ 本業務に使用する重機は標準バケット容量0.5m<sup>3</sup>級(新JIS)(ゴムキャタピラ・超小旋回)の油圧ショベルとし、アタッチメントについては油圧式フォークとする。
- ・ 重機使用台数は、1台/日とする。
- ※ 上記仕様の油圧ショベルを原則とするが、準備等により期間がかかる場合については、積込み作業ができる重機を暫定期間として1ヶ月間に限り代替使用できるものとする。また、その際については、市監督職員と協議し重機を選定すること。

## 5 作業内容

- ・ 三浦市環境センターごみピットに貯留されている一般廃棄物(燃せるごみ)を運搬車両(4tアームロール車)に積込みを行う作業。
- ・ 積込みした際にプラットホーム上にこぼれた一般廃棄物(燃せるごみ)の片付け、清掃作業。

## 6 業務日程及び時間

- ・ 業務日程は別紙業務日程表のとおりとする。ただし、三浦市及び横須賀市の都合等により日程を変更する場合がある。なお、その日程については市監督職員と協議し決定するものとする。
- ・ 横須賀ごみ処理施設の受入れ時間については、原則8:30から16:00(12:00から13:00の間は除く)であるため、受入れ時間を考慮し、積込計画を市監督職員と協議し決定すること。ただし、業務の状況により時間帯を変更する場合がある。

## 7 請求方法

- ・ 業務を行った稼働日数に基づき当月分をとりまとめ、翌月の10日までに市へ請求すること。

## 8 その他

- ・ 本業務に伴う重機の燃料については受注者の負担とする。
- ・ 本業務の実施にあたっての重機の故障及び事故については、受注者の負担とする。
- ・ 本業務により使用している重機が、作業中において故障等生じた場合は代替の重機を用意する等、業務に支障のないよう対応すること。
- ・ 業務場所については、収集車両及び市民等の車両が往来するので、積込みを行うときは事故等がないよう十分注意し作業を行うこと。
- ・ 本業務に係る施設及び敷地等の利用については、無償とする。
- ・ 休憩時の喫煙等は市監督職員の指示する場所で行うものとし、火災予防を行うこと。
- ・ 本業務の実施に当り、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守し業務にあたること。
- ・ 本業務にあたっては、業務月報を作成し、翌月の10日までに市に提出すること。
- ・ 本業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書に記載なき事項については、市監督職員と受注者が協議の上、決定するものとする。

令和 8 年度 業務日程表  
燃せるごみ積込業務委託

稼働日 174

- ※ □ は稼働日
- ※ ■ は土日(12/29~1/3は年末年始休)
- ※ ■ は祝日

7月 21

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 19

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 20

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月 20

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 18

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 20

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月 2027 18

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 17

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月 21

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		